



2026年6月25日

各位

会社名 日本精鋳株式会社
代表者名 代表取締役社長 植田 憲高
(コード番号 5729 東証スタンダード)
問合せ先 取締役企画管理部長 大西 芳太郎
(TEL 03-3235-0021)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2026年6月25日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

| | |
|------------------|--|
| (1) 処 分 期 日 | 2026年7月17日 |
| (2) 処分する株式の種類及び数 | 当社普通株式 9,091株 |
| (3) 処 分 価 額 | 1株につき 1,436円 |
| (4) 処分価額の総額 | 13,054,676円 |
| (5) 処分予定先 | 当社の取締役（社外取締役を除きます。） 3名 4,475株 当社子会社の取締役（当社取締役との兼務取締役及び非常勤取締役を除きます。） 3名 4,616株 |

2. 処分の目的及び理由

当社は、2023年5月26日開催の当社取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上への貢献意欲をさらに高めるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対する新たな報酬制度として一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めがある当社普通株式を譲渡制限付株式として割り当てる譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

また、2023年6月29日開催の第128回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）において、本制度に基づき譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬として、対象取締役に対する金銭報酬枠の範囲内で年額30百万円以内の金銭報酬債権を支給すること、及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として割り当てを受けた日から当該対象取締役が当社及び当社子会社の取締役のいずれの地位からも退任するまでの期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等については、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

対象取締役に対して支給される報酬総額は、本株主総会で承認された報酬額の内枠で年額30百万円以内とし、本制度により発行又は処分される当社普通株式の総数は年1万株以内といたします（なお、当社は2026年4月1日付で、普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っているため、譲渡制限付株式数の上限は4万株となります。）。

また、本制度により発行又は処分される当社普通株式の1株当たり払込金額は、当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とはならない範囲で当社取締役会において決定します。

また、本制度による当社普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割り当てを受けた当社普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

また、本株主総会における対象取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の承認決議を受け、当社取締役会において、当社子会社の取締役（当社取締役との兼務取締役及び非常勤取締役を除きます。以下、対象取締役及び当社子会社の取締役を総称して「対象取締役等」といいます。）に対しても、同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決定しております。

本日、当社取締役会の決議により、当社の取締役（社外取締役を除きます。）3名に対し金銭報酬債権合計 6,426,100 円を、また当社子会社は、当社子会社の取締役（当社取締役との兼務取締役及び非常勤取締役を除きます。）3名に対し金銭報酬債権合計 6,628,576 円を支給し（以下、「本金銭報酬債権」といいます。）、対象者が金銭報酬債権の全部を現物出資の方法により支給することにより譲渡制限付株式として当社普通株式 9,091 株を割り当てることと致しました。対象取締役等に対する金銭報酬債権の額は、当社の業績、対象取締役等の職責等諸般の事情を総合的に勘案の上、決定しております。また、本金銭報酬債権は、対象取締役等が当社との間で、以下の内容をその内容に含む本割当契約を締結すること等を条件として支給いたします。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

2026年7月17日から当社及び当社子会社の取締役のいずれの地位からも退任するまでの期間

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）において、対象取締役等は割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」といいます。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとします（以下、「譲渡制限」といいます。）。

(2) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割り当てを受けた対象取締役等が、2026年6月25日開催の株主総会から翌年の定時株主総会の終結時点の直前時までの期間（但し、対象者が子会社の取締役（当社取締役との兼務取締役及び非常勤取締役を除きます。）の場合、2025年6

月 25 日開催の当社子会社の株主総会から翌年の定時株主総会の終結時点の直前時までの期間。以下、「本役務提供期間」といいます。)、継続して当社及び当社子会社の取締役のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。

(3) 本役務提供期間中に、対象取締役等が任期満了その他の正当な事由により退任した場合の取扱い

対象取締役等が、当社取締役会が正当と認める理由により、本役務提供期間中において上記の地位を退任した場合には、対象取締役等が保有する譲渡制限付株式数のうち、本役務提供期間開始日を含む月の翌月から当社及び当社子会社の取締役のいずれの地位からも途中退任した日を含む月までの月数を基準継続勤務月数で除した数(但し、計算の結果、1を超える場合は1とする。)に、当初交付株式数を乗じた数(但し、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。)を譲渡制限解除株式数として、退任日の翌月 1 日(以下、「退任による譲渡制限解除時」という。)において、譲渡制限が解除されるものとする(但し、当社は、譲渡制限解除に係る事務処理の観点から、退任による譲渡制限解除時を合理的な範囲で調整することができる。)。なお、1ヶ月に満たない日数がある場合は1ヶ月在任したものとみなす。

(4) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割り当てを受けた対象取締役等が、本譲渡制限期間が満了する前に当社及び当社子会社の取締役のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得します。また、本割当株式のうち本割当契約の概要(1)の本譲渡制限期間が満了した時点において本割当契約の概要(2)及び(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき、譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

(5) 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認された場合には、当社取締役会の決議により、本役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。上記に規定する場合には、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

(6) 本割当株式の管理

当社は、本割当株式が本譲渡制限期間中の譲渡、譲渡担保権の設定その他の処分をすることができないよう、対象取締役等は当社が予め指定する金融商品取引業者(三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)に専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、当該口座にて管理いたします。

4. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026年6月24日(当社取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,436円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上